

資料1

府中市生涯学習センターにおける指定管理者候補者選定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、府中市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年6月府中市条例第11号）第5条の2第5項の規定に基づき、同条第1項の規定により府中市生涯学習センターにおける指定管理者の候補者の選定について調査し、及び審議するために設置する府中市生涯学習センターにおける指定管理者候補者選定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の委員)

第2条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者 5人以内
- (2) 公募による市民 2人以内

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。